

国立大学法人室蘭工業大学内部質保証に係る基本方針

令和元年 6 月 25 日 役員会決定

令和 7 年 6 月 17 日 役員会改定

室蘭工業大学（以下「本学」という）は、本学が掲げる理念・目標の実現に向けて、恒常的に本学における諸活動の改革・改善を推進し、教育、研究及び社会貢献の質を継続的に保証及び向上させるため、内部質保証（定期的な自己点検・評価の取組を踏まえた自主的・自律的な質保証）に係る基本方針を以下のとおり定める。

I. 基本姿勢

本学における教育、研究、社会貢献等活動の状況について、自己点検・評価を行い、その結果を改革・改善に繋げることを通じて、継続的に質の保証及び質の向上を図るとともに、内部質保証システムを継続的・恒常的に機能させるため、内部質保証に係る取組を推進する。

II. 責任体制

本学の内部質保証に係る最高責任者は学長とし、体制は以下のとおりとする。

役員会

役員会は、内部質保証体制の責任組織として、以下の役割を担う。

1. 内部質保証に係る基本方針の策定
2. 評価分析室による検証結果等を踏まえた改善指示の発出
3. 関係委員会等で策定した改善計画の承認
4. 評価分析室による改善計画の実施状況評価を踏まえた対処指示の発出

評価分析室

評価分析室は、内部質保証に係る自己点検・評価の統括及び推進組織として、以下の役割を担う。

1. 内部質保証に係る具体方策の策定及び内部質保証の推進
2. 関係委員会等による自己点検・評価結果及び分析結果等の検証
3. 上記に係る評価結果等の役員会への報告
4. 改善指示案の策定
5. 関係委員会等による改善指示を踏まえた改善計画の実施状況評価

関係委員会等

関係委員会等は、別に定める評価実施要項に基づき、理工学部及び大学院工学研究科の自己点検・評価を実施するとともに、以下の役割を担う。

1. 自己点検・評価項目ごとの評価基準を踏まえた自己点検・評価及び関係者（学生、卒業生、卒業生の雇用者等、監事、会計監査人、第三者評価機関、外部評価委員会、学外者等関係者等）から聴取した意見の分析
2. 上記に係る分析結果等の評価分析室への報告

3. 役員会からの改善指示を踏まえた改善計画の策定
4. 役員会の承認を得た改善計画の実施
5. 役員会からの対処指示を踏まえた対処方策の策定

自己点検・評価事項	関係委員会等
教育課程と学習成果	教育システム委員会（理工学部、大学院工学研究科博士前期課程に係るもの） 博士後期課程専攻長等会議（大学院工学研究科博士後期課程に係るもの） 学生サポート委員会
学生支援	学生サポート委員会（外国人留学生以外に係るもの） 国際交流委員会（外国人留学生に係るもの）
学生受入	入学試験委員会（理工学部、大学院工学研究科博士前期課程に係るもの） 博士後期課程専攻長等会議（大学院工学研究科博士後期課程に係るもの）
教職課程	教育システム委員会
施設整備	施設アメニティー委員会（全体施設に係るもの） 情報基盤委員会（情報基盤に係るもの） 図書館委員会（図書館に係るもの） 教育システム委員会（学習施設に係るもの）

III. 情報収集体制

内部質保証に係る取組を支援するため、I R室においては、自己点検・評価に必要な教育研究等データの収集・提供を行う。

各学科・専攻及び事務局各課・室は、自己点検・評価を実施するために必要な各種データを収集し、分析を行うとともにI R室へデータを提供する。

IV. 教育研究上の基本組織の新設・大幅な見直し等における学内承認手続き

教育研究上の基本組織、教育目標、三つのポリシー（アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー）、カリキュラムなどの新設・大幅な見直しを行う際には、十分な情報に基づき、現状把握・分析を行い、適切性、必要性などを検証した上で、各種委員会、教育研究評議会、経営協議会、役員会などの学内主要会議を経て実施する。

V. 利害関係者（ステークホルダー）の意見の活用

在学生及び学外のステークホルダーの意見を取り入れるため、新入生アンケート、卒業予定者アンケート、学習と学生生活アンケート（在学生向け）、学生生活実態調査、授業評価アンケート、卒業生・修了生へのアンケート、就職先企業アンケート、オープンキャンパスやイベント実施時のアンケートなど各種アンケートを実施し、自己点検・評価及びその後の改善に活用する。

VI. 第三者評価及び学外者の意見の活用

社会的信頼の向上を図るため、国立大学法人評価、大学機関別認証評価、設置計画履行状況等調査、日本技術者教育認定機構（J A B E E）による技術者教育プログラムの認定などの第三者

機関等による客観的評価結果を積極的に活用する。

また、監事、会計監査人の意見を取り入れるとともに、学内会議の委員等として学外有識者を招へいし、学外の意見を積極的に取り入れることで更なる改善を図る。

VII. 情報の共有及び公開

自己点検・評価結果は、各会議・各委員会等を通じて、大学執行部、各学科・専攻、各委員会及び教職員に通知し、情報の共有を図る。

また、社会的説明責任を果たし、内部質保証が適切に機能していることを示すため、自己点検・評価に係る報告書、評価結果等を積極的に公開する。

VIII. 内部質保証に係る基本方針の見直し

本基本方針について、内部質保証システムの有効性、妥当性を定期的に確認し、必要に応じて適切な見直しを行う。